

岩国市子どもの読書活動推進計画（第三次）（案）に関するパブリックコメントの  
ご意見と市の考え方について

平成 27 年 3 月 31 日

岩 国 市

岩国市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）に基づき、平成 16 年 3 月に「岩国市子どもの読書活動推進計画」（第一次）、平成 22 年 3 月に同計画（第二次）を策定し、様々な施策を実施してきました。

このたび第三次計画策定にあたり、すべての子供たちが本と出会うことができる読書環境を整備するために、第二次計画の見直しと新たな取組について協議を重ねてまいりました。

本年 1 月には、この計画案についてパブリックコメントを実施し、そのご意見等と市の考え方について下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、「岩国市子どもの読書活動推進計画」（第三次）は、本年 3 月に策定されましたので、あわせてご報告いたします。

ご意見をお寄せいただきました皆様のご協力に厚くお礼申し上げます。

記

1 パブリックコメント実施の概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 募集期間   | 平成 27 年 1 月 6 日（火）から同年 1 月 20 日（火）まで               |
| (2) 告知方法   | 広報いわくに、岩国市及び図書館ホームページ、中央図書館<br>掲示                  |
| (3) 公表方法   | 岩国市情報コーナー、教育委員会教育政策課、各総合支所、<br>各支所、各出張所、各教育支所、各図書館 |
| (4) 意見受付方法 | 郵便、ファクシミリ、電子メール、中央図書館窓口                            |

2 受付意見数

意見等の提出者は、7 名（すべて個人）で、44 件でした。その内容の内訳は、次のとおりです。

「第 1 章 計画策定の主旨」について	2 件
「第 2 章 計画の基本的な方針」について	1 件
「第 3 章 第二次計画期間における取組・成果」について	12 件
「第 4 章 計画の内容」について	20 件
「第 5 章 計画実現のために」について	3 件
「資料編」について	3 件
その他（全体的な意見や感想など）	3 件

### 3 意見の内容及びそれに対する市の考え方

※字句、表記については、整理させていただきました。

#### ●「第1章 計画策定の主旨」について

意見の内容	意見に対する市の考え方
<p>学校図書館法の改正を取り上げてありますが、全体として法改正を見据えての今後の計画の検討が、あまりなされていないと思います。</p>	<p>学校司書の配置の方法については検討段階であり、具体的に記載がされておられません。配置について努力してまいります。〔学校教育課〕</p>
<p>改正学校図書館法により学校司書が法律に位置づけられたことが述べられています。しかし、第三次計画案に関連して、法改正をどのように検討し、反映されているのかがわかりません。</p> <p>第三次計画の実施期間は改正学校図書館法施行後の平成27年度から平成31年度であることを考えるならば、この法改正の内容をどのように検討し、ふまえたのかを第1章に書き込んでください。その場合、平成26年7月29日付けの文科省の「学校図書館法の一部を改正する法律の公布について」（通知）の留意事項の(1)(2)を考慮してください。</p>	<p>学校司書の重要性については、十分認識しているところです。また、「学校図書館法の一部を改正する法律の公布についての通知」に留意し、配置について努力してまいります。〔学校教育課〕</p>

#### ●「第2章 計画の基本的な方針」について

意見の内容	意見に対する市の考え方
<p>計画の基本的な方針で、専門的職員の必要性を明記している点はとりわけ大事に考えたいところです。図書館サービスを担う図書館司書や学校司書の存在と「専門性の高さ」が子供の読書活動の要になると思います。</p>	<p>職員の専門性については、今後も自己研鑽や研修により高めるよう努めます。ご意見を参考にして今後の読書活動を推進してまいります。〔学校教育課〕〔中央図書館〕</p>

●「第3章 第二次計画期間における取組・成果」について

※「項目3 学校」の部分については、「岩国市子どもの読書活動推進計画（第三次）」の小項目名を第二次計画期間における取組に沿った内容に変更しました。

項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
3 学 校	<p>この項目に全校一斉の読書活動の取組が挙げられていることに違和感があります。全校一斉の読書活動の取組は果たして「利用環境の充実」といえるのでしょうか？</p>	<p>小項目名を第二次計画期間における取組に沿った内容に変更し、(1) 教員による読書指導の充実の項へ記載いたします。〔学校教育課〕</p>
	<p>この項目の内容と、資料編のアンケート調査結果は関連づけて検証がなされているのでしょうか？調査結果の本の入手方法や学校図書館の利用頻度をみると、児童生徒がほとんど学校図書館に期待していない実態がわかります。</p> <p>児童生徒の潜在的な知的好奇心を掘り起こし、必要とする本や資料を的確に手渡すことについての課題が多いことがこのデータから読み取れます。蔵書そのものがもつ読書を喚起する力を含め、選書の在り方、蔵書冊数等、第二次計画期間における読書活動を保障する環境整備つまり「基盤整備」の実態について再検討をしていただきたいです。</p>	<p>学校図書館の利用についてはまだまだ十分ではないと考えております。児童生徒の学校図書館利用の促進についてこれからも努力してまいります。〔学校教育課〕</p>
	<p>「利用環境の充実については、最低限保障されていないことは学校図書館が終日、いつでも開館していて、専門的な力量のある職員により資料の提供が的確に行なわれていることです。そのことが保障されていないという実態を真摯に受け止め、今後の計画に反映させる必要があると思います。</p>	<p>学校図書館の利用環境の充実については引き続き努力してまいります。〔学校教育課〕</p>

3 学 校	<p>読書活動推進員の配置とモデル校の記載がありますが、推進員への研修等をどのように行い、また各校に入っている読み聞かせボランティア等との連携をどのように行っていくのかをもう少し、深く説明してほしいと感じます。</p>	<p>読書活動推進員の研修については、学校図書館の運営や読書活動活性化のための具体的な取組事例等について、講師を招聘したり、読書活動推進員同士の情報交換を行ったりしています。〔学校教育課〕</p>
	<p>読書推進員という存在がよくわからない。何か資格でもあるのか。</p>	<p>読書活動推進員には、教員免許（中学・高校は国語の教員免許）、司書教諭、図書館司書のうちいずれかの資格が必要です。〔学校教育課〕</p>
	<p>読書活動の充実が、ボランティアに任されているような記載が気になります。本来、専門家の指導がある中で、ボランティアは活動できると思います。</p> <p>また、7ページ(2)の資料の充実の中に、調べ学習資料について、とりあげていますが、学校図書館については、どのような充実が行われているかの説明がないように思われます。</p>	<p>学校における読み聞かせやブックトーク等の活動は、教室において学級単位で行われることも多く、ボランティアの協力によって実現している活動です。学校・家庭・地域の連携を一層推進していく観点から、今後も大切にしていきたい取組と考えおり、ボランティアへの研修情報の提供等についても検討していきたいと考えます。</p> <p>学校図書館への調べ学習資料については、各教科等の内容との関連をもとに学校ごとに整備されていますが、どの資料をどれだけ整備するかについては各学校の判断によって行われるため、推進計画の中には具体的に記述していません。〔学校教育課〕</p>

<p>4 図 書 館</p>	<p>基本的な方針に「専門的職員の必要性」が挙がっていますが、この内容では専門的職員が適切に配置されているかどうか分かりません。</p> <p>専門の児童サービス担当者は全員、司書資格をもっている方があたっておられるのでしょうか？</p> <p>また、嘱託職員を3人に増員とありますが、岩国市の嘱託職員の場合、5年で雇い止めとなり、資料と資料提供に精通できるとはいえない雇用形態です。この職員体制で図書館における児童サービスを市域の全域に保障できているのでしょうか？正規、非正規を問わず専門職であるならば、自主研修を含め、研修し、研鑽を積むのは当然のことです。しかし、いくら研修しても、嘱託職員の場合、たった5年間の雇用ではどんなに優れた方でも専門性を高めるのは困難です。</p> <p>「岩国市図書館年報」によると、図書館職員の内訳は&lt;平成20年度・職員21(15)、嘱託36(9)→平成25年度19(12)、嘱託36(8)( )は司書&gt;となっています。この5年間で正規採用の有資格者及び嘱託職員の有資格者が減っています。こういったことから果たして児童サービスについて専門性と全域サービスが保証されているのか疑問に思うとともに、憂慮しています。</p>	<p>児童サービス担当者の中には、司書資格を持っていない者もおります。増員や嘱託職員雇用の期間延長については、市の財政状況等から困難な状況ですが、その中で、職員体制を充実させ児童サービスの充実に努めます。〔中央図書館〕</p>
----------------------------	---	---

5 連 携	「子どもの読書活動推進計画検証会議」の参加者、討議内容などは書かれていない。単にネットワークを作っただけなのか、有益な議論が行なわれたのか。	子どもの読書活動推進計画検証会議を、年に1回開催しました。関係各課が集まり、計画の実施状況等について、報告、検証し、子供の読書活動推進に関する情報交換を行ないました。そのように表記を改めます。〔中央図書館〕
	検証会議をどのくらいの頻度で、またどのような検証を行ってきたのかがわかりません。	
	研修が単発的であるように思います。毎年行い、その中で推進員との連携も行って頂きたいと思えます。	行事や研修会等の継続的な共同開催に努めます。今後は読書活動推進員（学校司書）とも連携を深めていきます。〔中央図書館〕
	1回交流会を開きましたが、その時に質問や悩みなどの話が出ましたが、その後の指導もなく、1回きりの交流だけで、取組・成果の所に上げられるのでしょうか？ボランティアには専門家の指導があって始めて成果となるのではないのでしょうか？	第三次計画期間において、交流会の開催については、要望等を踏まえて検討いたします。〔中央図書館〕
方策の 数値 目標 達成 状況	（図書館ヤングアダルトコーナーの充実について） なぜヤングアダルトコーナーの図書だけ毎年目標数に達していないのか。	受け入れ冊数は、ヤングアダルト（主に中高生）向けの図書出版点数が相対的に少ないことが大きいのではないかと考えていますが、目標冊数に達するよう努めます。〔中央図書館〕

●「第4章 計画の内容」について

項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
(2) 幼稚園・ 保育所	<p>「保護者に向けての啓発活動も行なっていますが、まだ十分には絵本に対する重要性や楽しさを知らせることはできていません」ということであるが、具体的にはどのような啓発をしているのか。その、「啓発」が十分ではないと判断する根拠はどこか。</p>	<p>絵本の紹介・絵本の貸出し・おはなし会の開催・子育て支援教室の開催・参観日・園だよりを通じて情報提供を行うなど、家庭における読み聞かせの実践に役立つような保護者向けの啓発活動を行っています。(19 ページの保護者に向けた啓発活動の部分の記述をより詳しく改めました。)</p> <p>啓発が十分でない根拠としては、市内の保育園・幼稚園に向け実施状況アンケートを行い、その結果、目標値に達していないことからです。[こども支援課]</p>
(3) 学校	<p>1 ページ 19 行・20 行で、法改正で学校司書が位置づけられた事にふれているので、20 ページ (3) 12 行目学校図書館担当職員 (いわゆる学校司書) という言い方でなく学校司書と示してほしい。</p> <p>県の「推進計画」の引用で「学校図書館担当職員 (いわゆる学校司書)」とあります。この書き方は学校図書館法改正前の書き方です。4 月から改正学校図書館法が施行されることをふまえ、改正法第 6 条の内容での書き方を検討してください。</p> <p>【現状と課題】「新聞の整備についても徐々に広がってきており」とありますが、具体的なデータがなく、実態がわかりません。国は新聞配備についても地方財政措置をしていますが、適切に予算化をされているのでしょうか？新聞配備に関するデータを明示してください。</p>	<p>学校司書とします。[学校教育課]</p> <p>新聞の活用については現在各学校の判断により進められております。その重要性は認識しておりますが、具体的な整備のあり方については検討中です。[学校教育課]</p>

<p>(3) 学校</p>	<p>「子供の自主的な取組による学校図書館運営」という文書に疑問があります。この書き方だと、特別活動の一環として学校図書館において児童生徒が委員会活動等を主体的に取り組むということと、「運営」がイコールと読めてしまいます。</p> <p>「学校図書館運営」は学校図書館を「機能させる」ということであり、子供ではなく、専門的な力量のある職員が担うものです。</p>	<p>「子供の主体的な取組による読書活動推進」と訂正します。〔学校教育課〕</p>
	<p>「子供の～学校図書館運営をはじめ、」とありますが、図書館運営は、子供が取り組むのはおかしいのではないのでしょうか？“教員・学校司書等の指導のもと”などと示してほしい。</p>	<p>特別活動として教育課程に位置付けられている教育活動について述べたもので、司書教諭や学校司書による運営と性格の異なる活動です。そのため、「子供の主体的な取組による読書活動推進」と訂正します。〔学校教育課〕</p>
	<p>「子供の主体的な取組による学校図書館運営」とありますが運営をするのは、専門的な職員ではないかと思いました。</p>	
	<p>「マルチメディアデイジー図書等」について、計画的な取組が必要とだけ書いてあり、具体的なことがこの文面ではわかりません。山口県立山口図書館に設置されている「マルチメディアデイジー室」とも課題を共有し、計画的な検討をおこなってほしいです。</p>	<p>「マルチメディアデイジー図書等」の重要性について認識をしているところです。ハードの整備やソフトの利用等、様々な課題への対応について検討してまいります。〔学校教育課〕</p>
	<p>「読書活動推進員の増員を図り」とあります。「読書活動推進員」の増員ではなく、この推進計画は平成31年度までのものであることをふまえ、改正学校図書館法の趣旨を検討し、専門的な学校司書を配置することの検討を盛り込んでください。</p>	<p>読書活動推進員配置校では、学校の読書活動の充実に大きな成果が上っており、配置を希望する学校も増加しております。学校司書の配置と併せて、人的な課題については検討してまいります。〔学校教育課〕</p>

(3) 学 校	<p>また、現在の「読書活動推進員」の今日条件では専門性のある人を確保することは困難です。</p>	
	<p>目標の中に、⑤として「学校司書配置の推進」を追加してほしいと思います。</p>	<p>目標には記載しておりませんが、学校司書の配置について努力してまいります。〔学校教育課〕</p>
	<p>⑤項目に「学校司書配置を推進する」の一文をお願いします。</p>	
	<p>6 ページをめぐる意見にも書きましたが、資料編にあるアンケート調査結果をふまえ、目標及び方策を検討してください。第2章の基本的方策に則り、「専門職員の必要性」つまり学校司書配置の検討を盛り込んでください。</p>	<p>学校司書の配置について努力してまいります。〔学校教育課〕</p>
	<p>“⑤学校司書の配置”を入れてほしい。今までも岩国市では読書活動推進員の充実やモデル校にも取り組んでこられたので、ぜひ第三次計画には司書の配置へ示してほしい。それにより【方策】の①～④の取り組みも成果が上がっていくと思います。</p>	
	<p>小さい頃は本好きな子供たちもだんだんと本離れになるようで、その一因として学校図書館の魅力不足もあるかと思います。その図書館の充実のためにも学校司書の配置が必要ではないでしょうか。目標の中に加えていただきたいと思います。</p>	

<p>(3) 学 校</p>	<p>方策③魅力ある学校図書館の運営の記述に疑問があります。広報活動や推薦図書等の設置は、学校図書館活動の一部分であって、「運営」は学校図書館を「機能させる」ということがなければ成立しません。このような書き方は「魅力ある学校図書館の運営」の中身を矮小化させる恐れがあると大変危惧しています。</p>	<p>広報活動や推薦図書等の設置の充実は、あくまでも学校図書館の運営の一部と考えております。学校図書館機能の充実についても努力してまいります。〔学校教育課〕</p>
	<p>平成 25 年当時玖珂中学校では朝学として毎日読書の時間があった。読書は国語の読解力、算数数学の応用問題を解読する力となり近年の子供たちの不得手な学力の向上にも役立つ。</p>	<p>貴重な御意見ありがとうございます。〔学校教育課〕</p>
	<p>学校図書及び図書館の図書購入には、児童生徒及び市民のリクエスト制度を導入してほしい。良書を提供していただくことは大切なことだが図書室図書館に足を運んでもらうためには、読み手側の興味ある書籍（良書として逸脱しない範囲で）置いてあることが一番です。頻繁に足を運んでもらうことで読書する書籍の種類も幅も広がっていくはずです。そのために、図書室・図書館では毎月テーマを決めて「おすすめ本」と目につきやすいようにディスプレイされることを望む。</p>	<p>学校図書館の図書購入は各学校の判断により行われていますが、子供のリクエストの反映やディスプレイの工夫等の取組も見られるところです。〔学校教育課〕</p> <p>市図書館では、リクエスト制度により図書を購入しています。また大人向け・子供向けのテーマ展示も行なっています。〔中央図書館〕</p>
<p>(4) 図 書 館</p>	<p>「専任の児童サービス担当職員を配置する」とありますが、実際に市民のレファレンスに答えてくれる司書の方も少なくなっているように思えます。専門の司書の職員の増員が必要ではないでしょうか？</p>	<p>職員の増員は、市の財政状況等から困難な状況です。〔中央図書館〕</p>

(4) 図 書 館	子育ての頃を思い出し現在、孫(8ヶ月)のために、絵本を読んでいます。読書活動推進計画を見まして、改めて、活動自体を知らないことを感じました。様々な取組を知る機会がもっとあればよいと思います。	第二次計画期間では、毎年、市役所と中央図書館でこの計画で挙げられた行事等の写真と解説をパネルに貼り付けて、展示し、紹介いたしました。今後も継続し、広報等に工夫をいたします。〔中央図書館〕
	【方策】①の「研修等の実施」の前に「連続して」を加えてほしい。	表記は現行どおりとさせていただきますが、ご意見を踏まえ、連絡会・研修会等を積極的に実施してまいります。〔中央図書館〕

●「第5章 計画の実現のために」について

項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
2	“定期的に”とありますが、最低一年に一度は検証し、見直していただきたいです。またそれを何らかの形で市民に示してほしいです。	子どもの読書活動推進計画検証会議は、年に1回この推進計画の関係各課が集まり、計画の実施状況等について、報告、検証し、子供の読書活動推進に関する情報交換を行ないます。 また、この会議の結果、計画の見直し等の決定がなされるようになれば、ホームページ等によりお示しします。〔中央図書館〕
4	“財政上の措置”とありますが、ぜひ学校司書の配置に向かうように行政をお願いしていただきたいです。	学校司書の配置について努力してまいります。〔学校教育課〕
	「必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。」を要望として「必要な財政上の措置を講じます。」	予算等のことから現行の表記とさせていただきます。〔中央図書館〕

●「資料編」について

項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
アンケート （児童生徒向け調査） について	30 ページ 1（2）市内小学校 3、中学校 3 は、アンケートとして少ないのでは？すべての小中学校に行なった方がいいと思います。	第三次計画策定において初めて小中学校にアンケートを実施いたしました。すべての小中学校にアンケートを行なうことが理想ですが、現状の事務体制から困難と考えています。アンケート数を増やす方向で検討をさせていただきます。〔中央図書館〕
	学校図書館法に基づいて、「学校図書館」と表記してほしいと思います。	児童生徒へ回答を求めるアンケートのため、学校現場の先生と協議をした結果、このアンケートでは子供たちが分かりやすい「図書室」とさせていただきました。〔中央図書館〕
	36 ページ中学生・高校生になるにつれて、学校図書館に行なっていないというのは、問題ではないでしょうか？勉強も進み、必要な資料や調べ物も増えると思いますが、学校図書館を利用していないという事は岩国市内の子供たちの図書館教育が機能してない事の現われではないかと思われま。小学校・中学校への学校司書の配置促進は必要だと強く思います。	学校司書の配置について努力してまいります。〔学校教育課〕

●その他について

意見の内容	意見に対する市の考え方
玖珂図書館は狭い。2階の書庫と読書スペースは本来別々の部屋にされるべきもの。できれば玖珂図書館として別の施設を建設されるか移設を望む。	現時点では、困難な状況ですが、市全体の将来的な施設整備の課題となりますので、ご意見として承らせていただきます。〔中央図書館〕

<p>募集期間が1月6日～20日と2週間なのは短いのではないのでしょうか。</p>	<p>1ヶ月の募集期間の必要性は認識しておりましたが、会議などの開催スケジュールの関係で結果的に約2週間となってしまいました。次期の計画期間においては、期間を1カ月程度といたします。〔中央図書館〕</p>
<p>パブリックコメントの意見募集期間について、「岩国市パブリックコメント実施要綱」には、「市民等が意見を提出するために必要な期間を勘案し、1月程度を目安とするものとする」とあります。この案に対する意見募集期間は要綱で求めている期間よりとても短いです。「要綱」の内容にしたがって実施すべきだと思います。なぜ、このようなことになってしまったのでしょうか。</p>	